

『国鉄新聞』の中の「スト権スト」1975

The Strike of 1975 for the Right of Strike in “Kokutetsushinbun”

長澤淑夫

NAGASAWA Toshio

要旨 公労協によるスト権ストは、『国鉄新聞』が国労の組合員につたえた情勢とその分析によれば、74春闘時の政府自民党との5項目了解事項（関係閣僚協議会を設け、三公社五現業の争議権について結論を出す）と国会における国鉄藤井総裁の条件付きスト権付与の言明、三木首相のストと処分の悪循環の裁ち切り発言を総合的に判断し、75年11月に闘いとる機会が来たとの結論を受けて行われた。これに対し、研究者である熊沢誠は田中内閣時の74年秋にこそチャンスがあり、別の研究者高木郁郎は75年6月にもっともスト権に近づいたと判断している。

1 はじめに

本稿は1975年の公労協が「スト権スト」に向かっていく状況を『国鉄新聞』¹の記事を中心にフォローし、この闘争はいかなる状況判断に基づいて行われたのかをさぐることを課題とする。

また熊沢誠「スト権スト・1975年日本」²（戦後労働運動の回顧から「スト権スト」後の展望を含み、「スト権スト」を戦後史の中に位置づけた論文）と高木郁郎「公労協『スト権奪還スト』（1975年）—政治ストの論理と結末」³（「問題の焦点は結果的にいえばわが国の労働組合の中軸にあった公労協の自己解体への契機ともなった『スト権スト』を、公労協自身が進んで組織したいのはなぜかという点にかかわる論理を明らかにすること」を論文の焦点としている。労働側と政治家のインタビューや質問に対する回答「富塚メモ」をも史料として含む総合的な論文。）の両論文が「スト権スト」への経過をどのように把握しているのかを紹介し、『新聞』の事態の把握との比較を行う。

2 『国鉄新聞』（以下『新聞』）における「スト権スト」

A 74春闘とその総括

1975年4月3日号から、「スト権スト」への動きを追っていく。前年の74春闘処分問題をめぐる駆け引きから、この年の闘争は開始されたとみてよい。

政府が「3・27統一スト」前に「74春闘」処分留保を決めたが、3月29日自由民主党（以下自民党）民主社会党（以下民社党）両党首会談で民社党が、この問題を蒸し返し、結局三木武夫（1907年－88年、徳島県出身）首相（1974年12月9日－76年12月24日）が4月に処分を実施したことについて、4月3日の『新聞』は処分問題特集号を組み、批判した。

この処分問題は3月25日、藤井国鉄総裁が「諸般の情勢を総合的に勘案した結果、こ

の際、労働組合が今春闘でより高い見地から良識ある行動をとることを期待して、あえて年度末に予定していた74春闘の処分の発令を、当面留保することにした」との談話を発表し、これに対して国鉄労働組合（以下国労、1947年結成）、国鉄動力車労働組合（以下動労、1951年国労から分かれた国鉄機関車労働組合が59年7月に改称、74年に共産党系の全動労が分派。87年解散し鉄労と全日本鉄道労働組合総連合＝JR総連を設立）は「この談話は国鉄の労使関係においてはじめてのことであり、当局の一定の積極性を認める」と共同声明を発表し、政府・当局が心から誠意を示すなら、国労・動労はこれに対応する用意があることを表明した。

この背景には、74春闘時に政府と公労協との間に交わした合意5項目⁴がある。それによれば、1 政府が内閣官房長官を長とする関係閣僚協議会を設けることにしたのは労働基本権の問題を真剣に検討する姿勢であることを確認する。2 この協議会では、三公社五現業（日本国有鉄道・日本電信電話公社・日本専売公社の3公社と郵政事業・国有林事業・大蔵省印刷局・同造幣局・通産省アルコール事業部の5現業）などの争議権などと当事者能力強化の問題の解決に努力する。3 この協議会での結論はできるだけすみやかに出す。（組合側は3月末までに結論をだすように主張。政府側は今年秋ころまでに結論を出すよう努力するとのべた。）4 この協議会の運営にあたっては、随時労働側の意見を聞く。5 非現業職員の労働基本権については、公務員問題連絡会議で引きつづき検討する。とくに公務員制度審議会の答申にもとづく団交権についてはこの連絡会議ですみやかに結論をだすように努力する。というものであった。

『新聞』は『読売新聞』（以下『読売』）社説（4月1日）から「悪循環たつ具体論を三木首相に要請したことと『朝日新聞』（以下『朝日』）社説「我が国の官公労の悪しき労働関係の特徴は『労使の相互不信』『政治主義』『法律主義』との内容を紹介している。

さらにドライバー勧告（1958年、官公労の各組合と総評はILOに「日本政府・当局は結社の自由を侵害している」と提訴し、ILOは13回にわたって政府に改善を勧告したが、政府これを無視、さらに国内法を改悪した。これを不満とするILOはドライバーを団長とする調査団を派遣 調査団は政府と総評に対して①87号条約のすみやかな批准②公労法4条3項地公労法5条3項など、直接に関連する事項（職員でなければ組合役員になれないという規定）に注意すること③首相ほか政府・使用者、労働者代表で定期的に意見を交換することが望ましいと勧告した。）を紹介し、この勧告は官公労労働者に勇気と希望を与えたと論評した。

さらに、公明党のこの問題への意見「処分はしかたないが、秋に結論がでるのだから処分はゆるやかなものにすべきだ。」を紹介し、民社党・同盟、自民党の一部、鉄労が処分を要求していることを批判した。

4月6日号の『新聞』で、三木首相が4月中の処分を言明したことに「許せぬこの暴挙」と批判し、これをさせた民社党、同盟、鉄労を非難している。さらに、「ストは基本的権利であり、GHQに奪われた。スト権が闘いとるもの」という議論を記事にしている。また、この年、総評は春闘における賃金闘争のヤマ場を4月15日から18日とし16日～17日にストを集中させる戦術を決定（3月31日総評拡大評議員会）したことを伝えている。

続いて4月13日号では、国労が4月9日の全国戦術委員長、組織部長会議で15、16日のストを決定したとの記事を載せている。またILOの4月7から16日の公務技術会議で

配布した事務局の討議資料で「公務員のストが違法とみなされなくなったり、単なる禁止では阻止しえない社会的事実として政府が承認する例が増えている」と指摘し、日本のスト権論議に影響を与えるものとみられている、と論評した。

4月20日号では、「連休明けにヤマ 官民一体でストを集中」との春闘共闘委員会戦術会議（4・14）を紹介し、その後16日のストは有額回答があったため中止したと伝えている。

4月27日号は、5月7～10日に決戦ストで「賃金決着めざす 交運・公労協の共闘で」との記事を載せ、13日から16日に第二波のストを行い、公労協も96時間ストきめる（4月23日の共闘委員会）がいずれも賃金問題でのストであることを記事として載せている。

4月30日の号外1面では、書記長富塚三夫「ゼネストで大幅賃上げを」を載せ、2面では「スト態勢確立へ職場討議」とし、この間の春闘を「スト権を持つ組合が腰くだけの前半」と闘う姿勢を強調し、「言語道断の民社・同盟」と労使協調路線を批判している。

5月4日号ではメーデー（第46回メーデー 中央メーデーに50万）とスト突入を決めた4月30日の戦術会議を「国労働7日昼から突入 公労協96時間ストを確認」と伝えた。

続く5月11日号は、スト「決行72時間で中止 賃上げは仲裁へ移行」と経過を伝え、この春闘中、千人以上が国労に復帰する一方、鉄労には新規採用からは未加入であることを強調した。また現場の意見として「現地ルポ オレたちが闘いぬいた」を載せ、72時間スト闘いぬく「秋闘も強力に闘おう」という水戸車掌区の声を伝えている。

5月22日号では、「全国戦術長会議 スト権回復の明言を迫る」との記事と「鉄労は衰退の一途 国労札幌中央支部 組織の拡大つづく」とストへの意気込みと組織拡大の明るい状況を伝えている。

B スト権ストへの過程

6月1日には号外を発行し、「国鉄労働組合綱領草案」を紹介し、注目すべき点を記事化した。主な事項は以下の通り。

われわれは、労働者階級の解放をめざしてたたかう。

労働組合は改良闘争をいっそう重視し、たたかうことはとうぜんであるが、労働組合の任務をこのことに限ることなく、労働者階級と勤労国民をひろく団結させる中心とならなければならない。

団結権、団体交渉権、争議権に対する法律上の制限・禁止を撤廃させ、政府・資本の側の不当な弾圧、干渉を排して、労働基本権の確立をはかるためにたたかう。

国鉄は独占の利益に奉仕する社会的間接資本となっている。

その反面、労働者や勤労国民の日常的な交通は激しい混雑のもとに放置され、安全は無視され、農民や小企業の小口輸送は切り捨てられ、運賃は高められ、騒音その他の公害をひきおこすようになっている。

〈解説〉産業別ストライキは、労働者階級の団結力の大きさを一人ひとりの労働者に自覚させる。ストライキがもつこの意義はきわめて大きい。ストライキのなかで労働者は、自らの政治的自覚を高め、闘いの要求を経済的要求にとどめることなく、社会的、政治的諸課題との結合をめざしてすすめていく。そして、さらに労働者階級の解

放をめざすたたかいにむけて統合させていく。

その際、もっとも重要な位置をしめるのは社会主義政党であり、それと密接な連携をもつ組織労働者と民主的諸組織の力である。したがってわれわれは、社会主義政党やすべての民主勢力と協力しながら、統一戦線の有力な中核組織として運動をすすめていく。

綱領各項目の解説 第1項について

とくに、労働者階級がもっている偉大な力であるストライキは、資本家に多くの問題を譲歩させるとともに、労働者に団結の力にめざめさせた。ひとつの工場でストライキが実行に移されたとき、その影響力は周辺で働く他の工場労働者へと波及し、ストライキ闘争へとたちあがらせる勇気をあたえる。労働者の連帯の環はひろがり、労働者はもはやひとりぼっちでないことを自覚する。

労働組合と社会主義政党はちがう役割 この両組織を一色に塗りつぶすとサンジカリズムという思想的誤りに陥る。

組合は社会主義の学校

ストライキをおこないさえすれば世の中のことはなんでも解決されるものであるかのような意見もあるが、これも正しくない。唯一の武器であるわけではない。闘いの内容が政治的性格を持つ場合には、政党を中心とした議会やその他の政治行動が重要な役割をもつことを否定してはならない。

この解説は、労働者の階級意識に基づく連帯とストライキが持つ社会的影響力を強調しつつも、サンジカリズムを批判し、政治的な問題については社会主義政党との協力も強調している。つまり議会制民主主義の重要性をも強調している。

続く6月3日号では、処分問題を伝え、その「総数6,805人 解雇11人 これに抗議し、全国で順法・減産闘争抗議声明の中でスト権の完全承認を要求」とスト権問題を全面に出している。そして、「総裁の異例の談話」記事では、「新しい労使関係 近代的労使関係を求めている」と藤井総裁の談話を載せている。

6月15日号は「1975年度運動方針案特集号」を組み以下のように方針を提起した。スト権に関するところを列記すれば、以下の通り。

1 スト権奪還のたたかい

75年秋にわれわれはスト権の決着をつけなければならない

(2) スト権奪還闘争の経過

「合意五項目 スト権解決のため 関係閣僚協を発足」秋をめどに結論を出すことを約束させ、この閣僚協に専門員として岩井章氏を送り込み……われわれが要求するようなストライキ権を認める結論が出されるとは考えられないが……

藤井総裁の「74春闘の処分は当分の間留保する」に対する民社党、同盟、鉄労の反対の論拠「法治国家のたてまえ論」実際は組織の危機である。

三木首相の国会答弁「処分のケジメはつけたいが、同時にスト処分の悪循環は断ち切りたい」

(4) 明春闘を構築するにあたって考えなければならないことは何か

……われわれは、スト権奪還が、労働者の生存権を基本的に確立するだけでなく、自由な人間としての尊厳性を回復し、同時に占領政策の遺物の清算をなしとげる歴史的使命をもっていることについて、あらためて意思統一をはかり、こんにちまでの闘いの成果のうえにそれを発展させていくようにしなければならない。

(6) 前進する社会主義国

(ここでは社会主義国の様子が肯定的に述べられている)

闘いの目標

1 労働基本権の確立と不当処分撤回の闘い

① ストライキ権の奪還、公労法の撤回

具体的な闘いの進め方

(1) 労働基本権の確立、スト権奪還および実損回復の闘い

(これまでの主張を繰り返し) 30年を費やす歴史的闘いであり、安易な妥協はできない。

処分 400人の首切り、20万人をこえる停職以下の処分 200億円をこえる支出

この号ではスト権は当然の権利であり、GHQの占領政策により不当に剥奪されたという基本認識に加え、合意五項目、藤井総裁の74春闘処分留保発言、三木首相のスト一処分の悪循環の断ちきり発言という状況認識が行われた。

6月15日号外は「スト権奪還へ初の全国集会」を伝え、国労が、こうして重要な段階を迎え6月2日から3日間、全国の活動家を結集し、全国権利闘争集会を開き、同集会ではスト権奪還闘争をどう進めていくかについて真剣に討議し、国労全体が一丸となって闘いを進めていくことを誓いあった、と記事にした。この集会で問題提起にあたった富塚書記長は、秋にスト権ストを提起した。

6月22日号では伝える記事は以下の通り。

スト権問題で閣僚協専門委懇談会（6月12日）が19回目の専門委員懇談会を開催した。

公労協を代表して富塚が発言し、スト権については、①労働者の生活権・生存権の保証確立②自由な人間としての尊厳の回復③平和と民主主義を守る上で労働者のスト権は根幹とした。

専門委側の質問「組合は無条件のスト権回復には固執していないというのが事実か。事実とすればその保証は」「国家的機能と私的機能をどう考えるか」「社会的責任というが、先の国鉄スト中止指令後、収拾に7時間もかかったのはなぜか」「政治闘争をどう考えるか」が出された。

これに対して富塚国労、保坂全通、山岸全通通「スト権を絶対無条件で回復できるとは考えていない」としつつ「国鉄の場合は最低、私鉄なみを期待している」と説明した。「スト権回復後は、いかにしてストを予告し、また整然と収拾するかだ問題であり、その保証は、回復後の態度で判断してもらう以外ない」と答えた。国家的機能、政治闘争の関連では「本来、労使関係は対等の立場で自主的な解決が出来る形態が必要であり、当局にも「当

事者能力を与えるべきだ。それがいないために、賃金闘争のからむ労働条件改善も政治闘争の形にならざるを得ない仕組みになっている」とし、政治闘争と経済闘争の概念規定に問題があると指摘した。

7月6日号では「新綱領と闘う方針きめる」との表題で1975年6月24日から29日水戸で開催された36回定期大会の内容を伝え、「反自民・反独占を柱とする国民連合政府の樹立を展望しつつ、職場の闘いを基礎に国民春闘路線をさらに継承・発展させることを確認……スト権奪還をからめて10月から11月に強力な闘いを展開することにきめた」との記事を載せた。さらに「スト権 今秋が正念場」「敵を甘く見てはならぬ 富塚書記長の提案大会二日目」との見出しで「国鉄当局に非公式ながら『スト権を認めるべきだ』との意向を出させ、政府からも統一見解をひきだすことに成功した。今秋いよいよ正念場を迎えることになるが、敵の姿勢を甘く見てはならない。」と富塚書記長の発言を紹介している。つづく討議を紹介し、さまざまな意見を以下のように紹介している。世論対策の重要性と現在スト権をめぐる裁判は混迷しているが、素直に言って、国鉄のストを非常に歓迎する世論はあまり期待できない。こういった世論をどうリードしていくかの問題がある、と大野弁護士は報告している。他方富塚書記長は、スト権は与えられるものでなく、闘いとるモノと発言している。代議員の山田氏（東京）は、スト権奪還の闘いは政府の分断方式やきびしい制限条項をはね返し、スト権についての法制化の方向を明らかにさせるまで、長時間ストで闘う決意を確認しあいたい、発言したことを記事にしている。

7月20日号では、21日から総評大会を予告し、75春闘の自己批判を行い、「スト権をはじめとする要求で一定の前進をはかり、総合的にみれば克服すべき多くの問題を残した。」とまとめ、闘争の主要目標の(4)にスト権奪還・権利闘争の強化を挙げ、「今秋に予定されている政府の三公社五現業などのスト権問題の結論は、われわれの要求どおりにただちにスト権を保証するものとは即断できない。むしろ分断や新たな規制をねらってくるのが十分予想されるので……」と厳しい情勢を冷静に認識している。その後7月27日号では総評大会の終了と「国民春闘」の強化をうたい、秋年闘争に全力をつくす、と結んでいる。

8月24日号では「スト権回復を支持する会」の発起人会が発足（8月19日）し、世話人7人の選出（稲葉三千男 中島誠 青木宗也 村上寛治 山本博 野間宏 野村平爾）が行われたことと会報の案内、シンポジウムの開催が広報され、合わせて会への参加が呼びかけられた。

8月31日号では「総評、秋闘へ動き出す」との記事で秋闘の動きを伝えている。

「9月になると各単産の大会も終わり、第二春闘としての秋季・年末闘争がスタート

公労協と公務員共闘のストライキ奪還闘争も、この時期に重大な局面を迎えることになるので、この秋季・年末闘争は政治的な課題とのからみで、きわめて重要な闘いとなる」との内容である。

9月7日号では、「国労本部 中央執行委員会で秋季闘争の進め方について討議」と題し、国労の動きを伝えている。記事の要は、「この『秋季計画』は9月5、6日の総評拡大評議員会のあと、各部長会議と11日の全国戦術委員長会議で意志統一し、具体化しつつ、これを骨子として年末までの『当面の闘争計画』案を9月中旬に作成、10月3日の第113回中央委員会に提案する。……具体的闘いとして①国鉄再建問題②組織強化・拡大の闘い

③スト権奪還の闘い④『国民戦線』づくりの考え方……」である。

9月21日号では、公労協（代表幹事富塚国労委員長）が、スト権奪還への方針決定（9月17日国労会館）し、第20回臨時全国代表者会議では「まずスト権保証を明確にした上で関係法改正の検討に入り法改正までの間、処分は行わないこと」を政府に要求し、10月から3次にわたる全国統一行動を繰り広げることとし、第一次行動（10月1日から20日）は街頭パネル展、チラシ花野菜の種の配布など対外宣伝を展開し、第2次行動（10月23日から11月10日）では、スト権奪還中央討論集会（10月23日、東京大田区体育館）を皮切りに「スト権回復を支持する会」の結成総会と「生きる権利を確立するつどい」開催する（10月24日、日本武道館）。11月中旬から第三次行動を行う。この間10月末までに結論をだすと見られる閣僚協専門委懇談会の動向を見守りつつ、大衆行動と対政府交渉を強め、場合によっては閣僚協から岩井の引き揚げも検討する。さらに政府が結論を12月以降にのばしたり、スト権を全面否認したり、国鉄、全通を切り離す分断策にでたり、あるいはスト規制を強化しようとしたりすることを許さないため、政府の動向をにらみながら、12月の早い時期に長期強靱なストを構える、とかなり細かな具体的な運動のスケジュールを伝えている。スト権ストを行う前に、世論づくりにかなり気を配っている様子が理解できる。この号で、スト権奪還の討議資料2種類を配布した。

9月28日では、全交運が32回定期大会を黒川武委員長の下に行い（14単産 86万人 9月22日23日箱根湯本ホテル）、スト権奪還は総評 公労協 公務員共闘との統一行動で闘い12月にストを含む統一闘争を組む、ことを決定した記事を書いている。

10月9日号では、国労が、第113中央委員会で「当面の闘争方針」を決定し（東京八重洲の国労会館）、「スト権奪還では11月中、政府などの動向を見守り、結論のいかんによっては12月はじめから10日間以上のストを配置し組織の命運をかけて闘う」との内容を伝えている。ここにはっきりスト権ストとの期間が表明された。記事「スト権奪還の闘い」では、「この闘いの成功のひとつの鍵は国民世論の高まりを作り出すことにあり」といい、「と世論重視の姿勢を打ち出し、「政府と国鉄当局は約束を守れ」という横断幕を駅に掲げ、大量宣伝と署名活動を行うテレビ、新聞広告などによる宣伝についても検討する」としている。

10月15日号では、「来月中旬72時間スト 政府自民党当局に抗議」と題し、「政府自民党は9日の当局側の態度表明に対して圧力をかけて、当局側がスト権を与えてもよいという意見をのべることを封じ込めてしまいました。このため国労 動労 全通 全電通などで組織する公労協は全職場で抵抗闘争をくりひろげることとし、今月下旬から闘いをもりあげ、来月中旬には72時間のストライキを執行して、スト権回復をしぶる政府・自民党と、これにおさえつけられている当局に強く抗議していくことになりました。」とこの間の経緯を伝えている。また別の記事で、閣僚協専門委員の一人重枝琢己（元同盟書記長）が「スト権問題に関する私案」というテーゼを公表したが（10月8日）、その内容についての批判を書いている。

10月22日号では、国労が臨時中央委第114回（10月20日）を開き、藤井総裁の条件付きスト権付与をめぐる戦術変更し、11月下旬 72時間ストで政府に決着を迫る方針を確認したことを伝えた。国鉄藤井総裁は、組合に文書で条件付きスト権容認を表明したが、政府・自民党は国鉄当局の態度決定に強く反発していることを紹介している。

10月26日号では、「生きる権利を確立する国民のつどい」(日本武道館)を紹介している。つどいの内容は「8,000人がつどう、「支持する会」が発足、「フランス鉄道労組からの激励電」、「インド鉄道員連盟が三木首相に親書」、村上寛治(元朝日新聞記者)、稲葉三千男(東大新聞研教授)、野間宏、大木総評事務局長らの発言を載せている。

11月2日号では、公労協 拡大共闘委と各単産委員長会議(10月23日)で72時間の強力なストを決定するも、「スト権奪還に対する政府・自民党の姿勢は異常なまでにきびしくまったく予断を許さない情勢が続いている」と厳しい情勢を分析している。西ドイツ国労の代表が来訪したことを紹介しているが、これはスト権ストへの国際的連帯があることを訴えようとした記事である。

11月9日号では、公労協戦術委が「26日にスト突入 無期限で闘う方針」を決定したことを伝えつつも、当局の意向は「『国鉄など分離』が大勢。専売、アルコール専売は経営形態の変更をすればスト権を認め、国鉄などは認めず」の方針のようだと厳しい状況を記事にしている。公労協青年婦人連絡部の活動として、11月8日に統一行動を、街頭での宣伝 パネル展、署名、チラシ配りとして展開したことを記事にしている。

11月14日号では、国鉄再建に関する要求書(全交運 動労と連名)を運輸大臣に(11月1日)、そして4日には藤井総裁に村上委員長が出向いて手渡したことを伝えている。

11月15日号では、国労は中央執行委員会で当面の行動計画戦術配置を討議(13日)、翌14日、全国戦術委員長・交渉部長会議でこれを確認したことを伝えている。次に海部官房長官へは、①25日までに政府の態度をあきらかにすること、②国鉄や郵政にはスト権を与えないという分断論には反対、③公労法を廃止して公企体労働者のすべてにスト権を保証し法制化までいっさいの処分を行わないこと、④これまでのすべての不当処分を撤回することなどを申し入れたことを紹介している。

中執と全国戦術委員長会議で確認したスト権奪還闘争の方針要旨を紹介した記事を書いた。内容は以下の通り。

- 1 政府が公約を守り国鉄労働者のスト権について前向きな態度をしめすことを要求
- 2 国鉄当局が政府・閣僚協に対して総裁の国会答弁の趣旨を11月25日までの再度明らかにするように申し入れる。
- 3 国鉄・郵政などを除外した「分離・分断論」には絶対反対し、この方式はスト権問題の現実的な解決にならないことを明らかにし、断固粉碎する。
- 4 政府が前向きな回答を出した場合は立法段階の闘いとするが、「分断」「逃げ込み」の場合は強力なスト権奪還の闘いを繰り返す。

さらに、ストの戦術配置を伝え、より細かく26日からのスト計画を指示している。

その後、総評臨時大会(51回、11月17日、横浜市民ホール)と11日の全交運と副総理と会見の内容を紹介している。内容は以下の通り。

全交通 国労 動労 私鉄総連の代表は経済企画庁を訪れ、福田長官(副総理)ら経企庁幹部と会見し、交通政策、国鉄再建 スト権回復について申し入れ、全交通酒井副議長、谷合事務局長、国労村上委員長、富塚書記長など九人参加。スト権については、現在検討中と答えた。

「鉄労のスト権論を批判する」との論評を載せた後、「スト権回復を支持する愛知県民会議が発足」（11月7日、愛知県勤労会館、代表世話人新村猛名古屋大学名誉教授、伊藤公弁護士、愛労評山田将資議長）を紹介し、世論づくりの動きを紹介している。

11月26日号では、スト権問題について閣僚協専門員懇談会の意見書の見通しを記事にし、「『現状のままではスト権付与は認められない』として、一部の民営化によるスト権付与という、分断論を大勢とする意見書を出すことが確定的となった。この意見書は25日に出されるものと見られているが、政府はこれをうけて閣僚協議会で協議する一方、自民党との意見調整をはかろうとしており、公労協が要求している早期決着に答えようとしていない。」とまとめている。次に公労協の対応を「このため公労協は、①スト権保証の明確化、②立法までの期間の明確化、③その間の処分凍結、を柱として、政府の態度を明らかにすることを要求、既定方針通り26日から12月5日までの10日間、ストライキを執行することを再確認した。」と伝え、いよいよスト権ストへ踏み出すことを伝え具体的戦術を提起した。

続いて、国鉄総裁藤井（11月9日）が衆院運輸委員会で「先に（10月21日）予算委員会で述べたとおりであり、それが現実的であって、望ましい」と再度、発言したことを伝えている。（10月21日に述べた見解とは「スト権は条件付きで付与すべきだ。」というもの。）

その他の記事では、「スト権」中心にした総評臨時大会（51回）で、全日自労の近藤委員長は「スト権では世論獲得が重要」と主張したことや、専門委意見書が現状ではスト権否認することに対する批判の記事を載せている。

11月22日号外では、「方針どおりスト決行 公労協共闘委で確認」と書き、最後の政府と公労協の折衝を載せた。それによれば、21日、公労協の全書記は首相官邸で閣僚協（井出長官、長谷川労相）と会い、次のような意見を述べた、①争議権の全面的保証を明らかにすること②この間の処分はすべて凍結し、過去の処分の実損を回復すること。それに対し、政府側はスト権について具体的な内容も時期も明らかにしなかった、という。さらに『新聞』はスト権を要求する根拠 憲法28条 ILO勧告にもとづき実損回復をあげ、有利な状況を以下のように挙げた。「三公社の総裁は条件付きスト権付与を表明 三木総理は今春“スト処分スト”の悪循環を断ち、近代的労使関係の確立をはかりたいと声明」「しばしば声明 長谷川労相は6月3日 政府統一見解 “スト処分スト”の悪循環は今回限りで断ち切りたいと明らかにした。」そして、「このように政府は三公社総裁の見解を支持する方向を示しながら、争議権回復についての明確な態度をなぜ出せないのか。三木首相の決断を求めたい」と記事は結んでいる。

C スト突入から中止へ

11月26日号外はスト突入を伝える内容である。以下その見出しだけを挙げる。

「全国的なストに突入」「総理は決断せよ 社党、政府に申し入れ」「首相への“直訴”要請 国労 動労総裁と会見」「春闘共闘委 市川議長 大木事務局長 25日14時30分間官房長官と会見」「鉄労 自民の圧力に屈し『スト破り』に踏み切る」

11月28日号外は、閣僚協専門員懇談会の意見書が26日に出されたが、その内容は問題にならない反動的・不当なものであり、各界からきびしい批判の声があがっている、と

伝えた。ほぼ一年前から期待を持ってきた意見書であるが、全くの期待外れになんともいえないような怒りと失望が漂ってくる紙面である。以下の記事の見出しを紹介する。

「認識欠如の意見書 法学者が声明を出す」、「総評弁護団も声明」、「国民文化会議（日高六郎）スト支持」、「D・セコー カナダ鉄道運輸一般労組委員長 ITF 中央執行委員 来日し激励 長谷川労相に抗議」

11月29日号外では、広島のコピー事件で国労側が全面勝訴を伝え、この判決は「言外にスト権を容認」したものと論評した。さらに紙面は「連帯闘争強化を確認 総評全単産委員長会議」「ドイツ運輸通信労組から檄電」、「スト権認める方向で速やかに結論出せ 五団体（国民の足を守る国民会議 交通事故をなくす会 日本子どもを守る会 狛江公害対策市民委員会）が政府に申し入れ」と各方面から連帯と支持があることを伝えている。

12月1日号外を見ると、「整然とストを継続」との見出しで、「日本労働運動史上画期的な公労協のスト権ストライキは、突入いらい五日目を迎え、国民的な支援と協力の中で整然と続けられている。このような断固たる闘いにより、危機感を深めた政府・自民党は、みずからの矛盾と弱さをおおいかくすため公労協に対してより露骨な対決姿勢を強めている。」と強気な論調でストの有り様と自民党の反応を以下のようにまとめている。「自民党首脳は、協議を通じて、①スト権問題の処理にあたってはあくまで専門懇の意見を尊重する、②「スト権の付与」の具体的な表現はさける、③公労協側のスト権ストの圧力に屈した形での収拾策はとらない。したがって政府と公労協・社会党との接触はつづけながらも、収拾策を講ずるのではなく、政府声明を一方的に出して逃げてしまう—という姿勢に転じたもようである。」

別の記事では、「11月中の拡大千人を大きく突破」と組織拡大を伝える記事や「デマ・謀略に負けぬ」「国労・動労が共同声明 闘い抜く決意を表明」という記事の後、自民党内事情を「三木首相の決断をにぶらせている原因 非主流の田中・大平が反対し、主流の福田稚名派は静観を決め込み、中曽根派はただわめきちらしている—からだといわれている。」と報じている。スト権闘争を支援する大阪総評拡大代表者会議の記事を載せている。

12月2日号外では、「反動的で重大な背信 政府声明を拒否 方針通りスト打ちぬく」との見出しで、「12月1日18時30分 公労協拡大共闘委員会 政府自民党の態度に対して所定方針通り10日間のストライキを打ち抜く方針を決定」を報じた。長びくストに対する政府の態度を「ストに真っ向から挑戦 三木首相厳重処分の考えも表明」と報じ、「社共公も声明」「総評が反論声明」を出したことを記事にしている。

12月2日号外では、この日二回目となる政府との交渉が物別れに終わり、双方まったく歩み寄らず主張をするだけとなっている状況を伝えている。

12月3日号外では、ついにスト中止命令を報じた。「スト8日間で中止」「国民生活への影響を考慮」「世論の動向も判断」「闘いを再構築」という記事が紙面を埋めた。3日12時30分、公労協は自主的に3日24時でストを収拾することをきめ、国労は20時、スト中止指令を出した。

中止判断の説明とスト権ストの意義にふれて『新聞』は「……この歴史的なストライキを打ち抜いた意義と戦力を大切にすることを重視して、来春闘にむけてスト権闘争を再構築することが賢明だと判断したからだ。……この闘いはわれわれが当初から予想していたように、きびしい階級闘争であった。……公労協の長期統一ストによって、スト権につい

ての国民の理解をひろげ、勤労国民の多くの支持と協力を得ることができ、この闘いによって政府・自民党を混乱させ、追い込むことができた。」と報じた。

3 先行研究について

A 熊沢誠「スト権スト・1975年日本」

72年に国労はスト権奪還を運動の第一目標に位置づけたこと、を熊沢はスト権ストの前史とよぶことができようとして把握している。マル生闘争の組合側勝利後、組合との交渉を重視するようになった公共企業体当局は、このころ軟化した組合対応をとり、条件付きスト権付与に傾いたため、政府もスト権を対応すべき政治問題と捉えるようになったと熊沢は論じている。

そして74年の4月13日の大木春闘共闘委事務局長と二階堂官房長官の間で「五項目了解事項」がまとめられたことを重視し、熊沢はこの時点（1973年から74年）でスト権保証を具体化するべきであったと論評している。理由は運動の上げ潮局面、田中内閣のリーダーシップを挙げている。

75年に入り、長谷川労相のストと処分の「悪循環は今回を最後にしたい」との発言、三木首相の同様の発言、藤井総裁の条件付きスト権付与発言の一方、のスト権を認めない、認めるとすれば民営化という「五項目」を葬り去ろうとする自民党（椎名悦三郎副総裁、田中角栄、西村英一ら）の圧力を見て、公労協は「長期スト」で奪還するしかないと考えるにいたったというのが熊沢の判断である。

また「私の推測では、富塚らは『条件つき一括付与』のたしかな感触が得られるならばストは回避してもよいと考えていた」が、あらゆる公式、非公式の交渉ルートが閉ざされたため、スト権ストに突入したと論じている。

B 高木郁朗「公労協『スト権奪還スト』（1975年）」

国鉄マル生で国労側の勝利後、国鉄当局内のタカ派失脚後、スト権条件付き付与で労使安定化をはかり、経営改善にいたる道を探るハト派の登場と、なんらかの条件付き付与論者と見られていた三木首相の登場がスト権付与への労働側の期待を構成した。そこに74春闘での政労合意五項目が加わり、さらに期待は高まった。ここまでは『新聞』や熊沢論文と高木論文も同趣旨である。

しかし、高木は反動的情勢の把握を以下のように行っている。一つは74春闘における日教組弾圧、二つ目は最高裁スト違憲判決の復活、最後に専門懇の人選である。

さらに高木は、スト権へもっとも近づいたのは75年6月3日とみて、その理由を長谷川労相の発言「ストと処分の悪循環を断ち切る」は労働省官僚と公労協幹部との一言半句まで打ち合わせたのも＝政労合意の所産であったと論じ、この時点では話し合いにより（労働省官僚－公企体当局－自民党労働部会－国労）なんらかのスト権付与の可能性があったとしている。しかしこうした話し合い路線からは「スト権スト」は生まれてこないと論じている。

10月時点で、条件付き付与論は国会では公企体当局により表明されていたが、専門懇

内では、政府・立法当局の見解こそ重要として、公企体当局者は意見の表明を回避していた。専門懇内では、自民党タカ派中曾根が条件付き付与論を経営形態論に変更させていた。この時、労働側には、高木によれば三つの対応策があった、①結論を先延ばし、スト権の保証はないが、結果的には軽減された処分のもとでの違法スト態勢を続ける。②予測される専門懇意見書とはべつのかたちで首相の判断を求め、再逆転のための実力闘争を行う、③予測される成果をあげることは不可能にちかいが、「スト権スト」を闘うことによって将来的に成果をあげる根拠をつくる。専門懇とはちがう判断が三木から出ると判断していた富塚書記長の国労は②をとり、動労は③と判断していたので「スト権スト」実施となったが、軸は②にあったと高木は結論づけている。

高木はこの②の判断は誤りであるという。その理由として、三木の政治判断は内閣官房の線に沿った現行経営形態でのスト権の否認、経営形態論に終始していた。確かに条件付き付与論（公企体当局—労働省—自民党労調グループ）が存在し、タカ派とのバランスを取っていたが、党内最大派閥田中派が最後には、保守本流の立場としてストによって事態が動いたとする状況をつくるのは政策的にまずいという判断が働いていた、と高木は判断した。よって10月の時点でスト権ストの失敗は既定であったと高木は論じている。

4 中間考察

『新聞』の記事からは、74春闘の合意5項目、三木、長谷川発言、藤井発言に大きな期待を寄せ、国労を中心とする公労協傘下の組合はスト権について自己に有利な決着をつけようと75年秋にスト権ストを構えることに決定したことが明瞭に読み取れる。しかし、ストに突入した11月26日、閣僚協懇談会は、専売は民営化すればスト権を付与し、国鉄についてはまったく認めない結論を出した。スト権は勝ち取るものと『新聞』でも盛んに主張していた国労を中心とする公労協は、この意見書に強く反発し、8日間国鉄が止まるという歴史的ストを実施した。

『新聞』には世論の動向にかなり神経を使っている様子見えるので、世論が反国労働労に傾いているため、ストが中止されたことが『新聞』から判断できる。

期待のウラにあった水面下の交渉（自民党ハト派 労働省 国鉄労働課）については『新聞』は全く記事にしていない。

熊沢論文による事態の把握は『新聞』と同様である。しかし、熊沢は74年8月の公企体等関係閣僚協専門委員懇談会の発足後の事態を、「産業内行動の高波のひいたあとは労働者の追撃をかわす行政の秋」と把握し、その後の事態は、「労政畑」の発言権がよわまり、官房副長官川島広守が大きな役割を果たし、専門懇のメンバーを、スト権を否定的に考える「識者」にかたよらせるように推移したと判断している。高木も大筋では『新聞』のような事態の把握をしている。さらに高木論文では、国労は、労働省—公企体当局—自民党労働部会との線で話し合いによるスト権問題の解決を目指していて、『新聞』に見られるような「スト権は戦いとるもの」などの階級闘争的な言辞は「疑似階級闘争」路線と把握されている。さらに10月20日の国労臨時中央委員会での「情勢の変化」を話し合い路線の破綻と理解し、それによってスト権ストへの道程を決定したと把握している。

『新聞』はスト権ストへの戦いを運動が政府を追い詰め、戦いによってスト権を奪回で

うる可能性を示唆する紙面をつくりながらも、自民党タカ派の動きも察知しているため、厳しい情勢であることも伝えている。しかし、当然水面下の交渉については黙してかたらず、「情勢の変化」とする中央委員会の決定を伝えている。熊沢によれば、国労や動労は戦いの意識を高めつつ、情勢の「視界ゼロ」の中で、運動のすじをとおすためには従容として「違法スト」に入るほかなかつた、という。そして高木によれば「スト権は闘いとるもの」という疑似階級的な言辞にはげまされつつ、スト参加者はストを闘った。

次の課題は、果たして、当事者としての労働者はいかなるスト権に対する意識や情勢に対する理解をもっていたかにある。

注

¹ 国鉄労働組合本部『国労の軌跡』1946.6～2006.2 CD版、2006年。

² 清水慎三編『戦後労働組合運動史論』日本評論社、1981年。

³ 労働争議史研究会編『日本の労働争議 1945-1980年』東大出版会、1991年。

⁴ 4月9日、公労協は5日間の予定で第三波のストライキに入り、11-12日は全交通、公務員共闘、民間諸単産のくわわる大規模なストであり、田中内閣は、たまらず閣議で態度を決め、労働側と折衝に応じた。その結果13日、大木春闘共闘委事務局長と二階堂官房長官の間で「五項目了解事項」がまとめられた。『朝日新聞』1974年4月13日（夕刊）